

緊急事態宣言を踏まえた特定健診等の実施について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴い、厚生労働省より「特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を控えること。」との通達が発出されております。

当健保組合の特定健診等につきましても、以下のとおりといたします。

1. 特定健診（生活習慣病予防健診）（被扶養者、任意継続被保険者向け）
 - ・健診案内（パンフレット）の送付を延期
2. 女性がん検診（乳房・子宮頸部）（女性被保険者等向け）
 - ・検診案内（パンフレット）の送付を延期

なお、延期後の予定につきましては、緊急事態宣言の発令状況等に応じて決定の上、改めてご案内いたします。

加入者の皆様には、ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。

※ホームページ内各事業案内の内容とは異なりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

ジェイティ健康保険組合

健診（検診）担当

03-5572-4931